

# 「濃度基準値設定物質」への適切な対応について

## ～ 個人ばく露量の把握による化学物質対策の推進 ～

令和6年4月1日から全面施行された新たな化学物質規制の大きな改正項目として、労働者のばく露の程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下にすることが、新たに義務付けられました。（労働安全衛生規則第577条の2第2項）

本改正の概要は以下の通りですので、事業者の皆様においては、以下に記載する改正事項を確認いただき、適切な対応をお願いします。

### 1. 「濃度基準値設定物質」とは？

「濃度基準値設定物質」とは「一定程度のばく露に抑えることにより、労働者の健康障害を生ずるおそれがないものとして厚生労働大臣が定めるもの」として、物質毎の濃度基準値を定めたもので、**現在：67物質**（令和7年10月1日より112物質が追加）が設定されています。

【濃度基準値設定物質一覧】

濃度基準値は「**8時間濃度基準値**」と「**短時間（15分間）濃度基準値**」

（1、2）が物質毎に設定されています。

（1 「8時間」、「短時間」の一方または両方が設定されています）

（2 特別則対象物質及び発がん性物質を除く）



### 2. 「濃度基準値設定物質」に対するばく露低減の取組み

- 従来は法令（特別則）に基づく作業環境測定の実施義務がある事業者において、**作業場（場）**に対する「**作業環境測定**」を実施 基準値：**管理濃度による評価**を実施  
改正により追加
- リスクアセスメント対象物に係る「**リスク見積り**」の過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業場を把握した場合において、**作業場（人）**のばく露程度が濃度基準値以下とすることが新たに義務付けられました。

#### ◆ 「濃度基準値設定物質」に係るばく露低減措置の流れ◆

（リスクアセスメント対象物を新規若しくは変更（作業方法変更含む）した場合は必ず実施して下さい。）

**Step 1** リスク見積りの過程において、労働者がばく露される濃度が「濃度基準値」を超えるおそれ<sup>(1)</sup>がありますか。 ↓ 「はい」の場合

**Step 2** 「濃度基準値」を超えるおそれがある場合は「**確認測定**<sup>(2)</sup>」を実施

**Step 3** Step 2の確認測定の結果と「濃度基準値」を比較して評価を実施

↓ 基準値を超える場合

↓ 基準値を下回る場合

**Step 4** リスク低減対策の実施しStep 2へ 他物質・作業等がある場合は次へ

1 「ばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある」とは、評価結果から労働者のばく露程度が8時間のばく露に対する濃度基準値（8時間濃度基準値）の2分の1を超えると評価された場合を言います。

2 「**確認測定**」とは ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための労働者の呼吸域における濃度の測定を言います（裏面参照）。

注）濃度基準値が設定されていない物質についても、リスク見積りの過程で一定以上のリスクが認められる場合は、低減措置の取組みに努める必要があります。



### 3. 確認測定（濃度基準値設定物質）の実施について

確認測定の実施については、物質に対し定められた濃度基準値と比較を行い評価を行うものですが、有効な呼吸用保護具の選択のための測定でもありますので、以下の事項に注意して下さい。

**1 回目の「確認測定」**は個人サンプラーを用いた「**個人ばく露測定**」の方法により実施すること。

- 呼吸用保護具の選択のため「**要求防護係数**」を計算する必要があるため、当該計算を行うために、個人ばく露測定の方法により得た測定値が必要となります。
- また、ばく露の程度が最も高いと想定される均等ばく露作業における**最も高いばく露を受ける労働者（最大ばく露労働者）**に対して**実施する必要があります**。

**2 回目以降の確認測定**は、定期的に行う測定はばく露状況に大きな変動がないことを確認する趣旨なので、定点の連続モニタリングや場の測定（作業環境測定基準に示された方法を準用して行う測定）を採用することが可能です。

労働者の呼吸域の濃度が、濃度基準値を超えている作業場については、**少なくとも6月に1回、確認測定を実施する必要があります**。

また、労働者の呼吸域の濃度が、濃度基準値の**1 / 2 程度を上回るが、濃度基準値を超えない作業場**については、**一定の頻度で確認測定を行うことが望ましいです**。

#### 参考（確認測定の実施に係る測定時間の設定、8時間加重平均値への換算、基準値との比較）

（例）ばく露作業が、**1日のうちある時間帯のみ行われている場合**

使用する化学物質の濃度基準値：**20ppm（8時間濃度基準値）**

ばく露の作業が行われる時間帯のみ測定を行い、その後、**8時間の加重平均を計算する**。

化学物質使用作業 AM9:00～12:00 測定によるばく露平均濃度： <b>40ppm</b>	ばく露作業なし 12:00～17:00 測定未実施（明らかにばく露がない作業）
--	---

○ 8時間加重平均値 = ( 3時間 × 40ppm + 5時間 × 0ppm ) / **8時間** = 15ppm

○ 評価方法

8時間加重平均値：15ppm < 8時間濃度基準値（ばく露限界値）：20ppm 結果：**許容できる**

**注）「確認測定」の実施に関しては、測定精度を担保するため、作業環境測定士が関与するなどにより実施されることが望ましいです。**

### 4. 各種支援等（リスク評価、確認測定等）について

#### 濃度基準値設定物質の測定機関名簿

濃度基準値設定物質の分析可能な測定機関については、公益財団法人日本作業環境測定協会（以下「日測協」と言います）協会会員のみ）及び厚生労働省（掲載を希望する機関）のホームページに掲載されていますので、下記より確認のうえ事業場で選択した測定機関に連絡して下さい。

日測協（URL：<https://www.jawe.or.jp/topics/analysis.html>）

厚生労働省（URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001301645.xlsx>）

【日測協HP】



【厚生労働省HP】



#### リスクアセスメント支援ツール

濃度基準値設定物質については、化学物質リスクアセスメントツール「CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）」によるリスク評価を実施していただくことが推奨されます。

また、当局HPに掲載されている「化学物質のリスクアセスメントを実施しましょう（リーフレット）」等も活用して下さい。

【職場のあんぜんサイト】



【大阪労働局HP】



ご質問等については、大阪労働局（健康課）若しくは、労働基準監督署にお問合せ下さい。